

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 11 月 28 日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## ◆確定拠出年金法施行令及び確定拠出年金法施行規則等の一部改正について◆

平成 23 年 11 月 28 日付で以下の政省令等が公布され、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組み(いわゆる「マッチング拠出」)に関する政省令等が整備されました。

- ✓ 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第 358 号)
- ✓ 確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第 142 号)
- ✓ 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令(内閣府 厚生労働省 令第 8 号)

改正の概要は以下のとおりです。

### 1. 確定拠出年金法施行令の一部改正について

(1) 個人別管理資産額(いわゆる個人毎の確定拠出年金の資産額)の算定方法の変更について  
個人別管理資産額の算定基礎に運用指図前の企業型年金加入者掛金が追加されました。

(2) 事業主返還の額の算定方法の変更について

規約で定めた場合には、勤続期間が 3 年未満の場合は、事業主掛金相当額を事業主に返還することとしていますが、企業型年金加入者掛金を拠出した者については、事業主掛金額よりも個人別管理資産額(事業主掛金を原資とする部分に限ります)の方が低い場合には、当該個人別管理資産額を返還することとなりました。



(3) 規約を承認する際の基準の変更について

規約を承認する際の規準として以下の事項が追加されました。

- ①企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が特定の者について不当に差別的でないこと。
- ②企業型年金加入者掛金の前納及び追納を禁止すること。
- ③企業型年金加入者掛金の額の変更は年1回に限ること（ただし、事業主掛金の額が引き下げられることに伴い、事業主掛金の額が企業型年金加入者掛金の額を下回る場合であって、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令に定める場合(以下記載の2. (1) ご参照。)を除きます)。
- ④企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が事業主によって不当に制約されるものでないこと。

(4) 脱退一時金の支給要件について

脱退一時金を支給する際、その要件となる個人別管理資産額の算定基礎に、脱退一時金請求日において未拠出の企業型年金加入者掛金が追加されました。

## 2. 確定拠出年金法施行規則の一部改正について

(1) 上記1. (3) ③に記載の「その他厚生労働省令に定める場合」とは、次のいずれかに該当する場合を指します。

- ①事業主掛金の額が引き上げられることに伴い、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額が拠出限度額(※)を超える場合であって、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えないように、当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合

※他の企業年金がある場合：25,500円 他の企業年金がない場合：51,000円

- ②企業型年金規約の変更により、企業型年金加入者が選択した企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金規約に定める額に該当しなくなる場合であって、当該企業型年金加入者掛金の額を当該変更後の企業型年金規約に定める額に変更する場合
- ③企業型年金加入者掛金の額を0円に変更する場合
- ④企業型年金加入者掛金の額を0円から変更する場合

(2) 事業主が信託銀行等と締結する資産管理契約について定める要件の一つとして、信託金、保険料又は共済掛金として払い込む掛金に企業型年金加入者掛金が追加されました。

(3) 企業型記録関連運営管理機関等が備える企業型年金加入者等原簿に記録する事項として、過去に拠出された各月ごとの企業型年金加入者掛金の額並びに事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額の総額の実績が追加されました。



- (4) 事業主が行う企業型年金加入者掛金の額の企業型記録関連運営管理機関への通知は、事業主掛金における場合に準じ、事業主が企業型年金加入者掛金を資産管理機関に納付する日までに行うこととなりました。
- (5) 企業型記録関連運営管理機関等から企業型年金加入者等への通知事項として、前期日から今期日までに拠出された各月ごとの企業型年金加入者掛金の額並びに事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額の総額が追加されました。
- (6) 事業主が年1回厚生局に提出する「企業型年金に係る業務報告書」に、企業型年金加入者掛金に関する事項が追加されました。

### **3. 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部改正について**

- (1) 確定拠出年金運営管理機関が年1回厚生労働省及び金融庁に提出する「業務報告書」に、企業型年金加入者掛金に関する事項が追加されました。

### **4. 施行日について**

平成24年1月1日

以上

